

沖縄県景観形成条例に基づく 大規模行為の届出について

～快適で魅力ある沖縄の景観をつくるために～



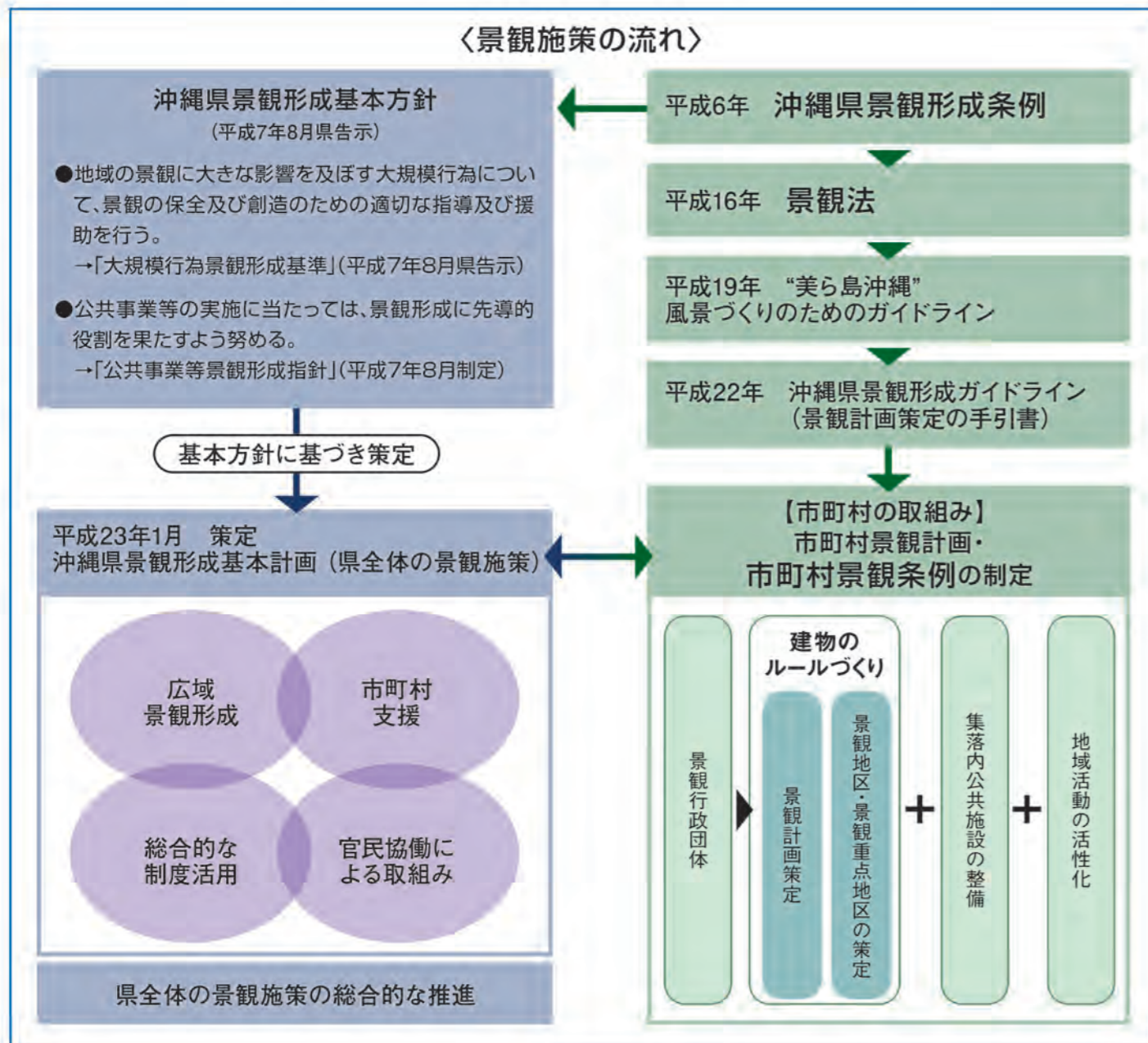
はじめに

亜熱帯の恵まれた自然。東アジアや東南アジア諸国との交流の歴史。沖縄の景観はこうした環境のもと、自然と共生する人々の営みのなかからつくり上げられてきました。これらは、先人たちから私たちに贈られた大切な共有の財産です。私たちはこの優れた景観を新しい時代にふさわしい景観として生かし、次代へ継承していかなければなりません。

沖縄県景観形成条例は、行政と県民、事業者が一致協力して快適で魅力ある沖縄らしい景観を保全し、創造していこうとの趣旨で平成6年に制定されました。

また近年の状況としては、景観に関する国民的な関心の高まりを受けて、平成16年に景観法が制定され、県内でも地域の景観づくりを主体的に進めるため、市町村景観条例の制定が進んでいます。

そうした市町村において景観に影響を与える行為を行う際には届出をし、地域ごとの景観づくりのルールを尊重し、地域らしい景観づくりに努めることが求められています。



大規模な建築物の新築等を行うときは、届出が必要です

大規模な建築物や工作物は、その大きさから周辺景観に大きな影響を与えます。それだけに、優れた建築物などは地域の景観形成をリードし、地域のシンボルともなります。そのため、次の大規模な行為を行うときは届出を行い、「大規模行為景観形成基準」に沿った快適で魅力ある景観形成に努めることが求められます。

なお、独自の景観条例を制定している市町村の区域における行為については、市町村ごとに届出を要する行為が定められていますのでご確認ください。

届出を要する大規模行為の一覧

(県条例第16条、施行規則第18条関係)

行為の種類	規模
1) 建築物の新築、増築もしくは改築(増築後及び改築後の高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えることとなる増築及び改築を含む)又は移転 2) 建築物の外観の様式替え又は色彩の変更	高さが13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの(都市計画法第8条第1項第1号に掲げる商業地域、準工業地域、工業地域または工業専用地域の区域にあっては、高さ20m又は建築面積1,500㎡とする)
3) 工作物の新築、増築若しくは改築(増築後及び改築後の高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えることとなる増築及び改築を含む)又は移転 4) 工作物の外観の様式替え又は色彩の変更	① 擁壁、垣(生垣を除く)、さく、塀その他これらに類するもの
	② 彫像、記念碑その他これらに類するもの
	③ 煙突、排気塔その他これらに類するもの
	④ 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの[⑫に掲げるものを除く]
	⑤ 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
	⑥ 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
	⑦ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設
	⑧ コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
	⑨ 自動車庫の用に供する立体的な施設
	⑩ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵または処理する施設
	⑪ 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設
	⑫ 電気供給もしくは有線電気通信のための電線路又は空中線(その支持物を含む)その他これらに類するもの
5) 屋外における物品の集積又は貯蔵	高さが13m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さ5m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m)を超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
6) 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	高さが20m(電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該支持物の高さ15m、かつ、地盤面から当該支持物の上端までの高さ20m)を超えるもの
7) 土地の区画形質の変更	集積若しくは貯蔵の高さが5mを超えるもの又はその用に供される土地の面積が1,000㎡を超えるもの
	地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又は高さが5mで、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生ずるもの
	変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又は高さが5mで、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生ずるもの

ただし、上記に該当する大規模行為でも、以下のような場合には届出は必要ありません。

- 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 仮設の建築物や工作物の新築、増改築等
- 期間が90日を超えて継続しない屋外における物品の集積や貯蔵
- 宅地の造成および土地の開墾以外の行為で、農業や林業を営むために行う土地の区画形質の変更
- 法令に基づく土地区画整理事業、土地改良事業、市街地再開発事業を行うとき
- 法令(文化財保護法、自然公園法、自然環境保全法、都市計画法、都市緑地保全法、都市公園法等)に基づいて定められた地域、地区内で行う行為
- 国や地方公共団体などが行う行為
- 地盤面下や水面下における行為
- 法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

沖縄県大規模行為景観形成基準及び配慮事項等

1. 建築物等の新築、増築若しくは改築又は移転、建築物等の外観の模様替え又は色彩の変更

【事項】 位置

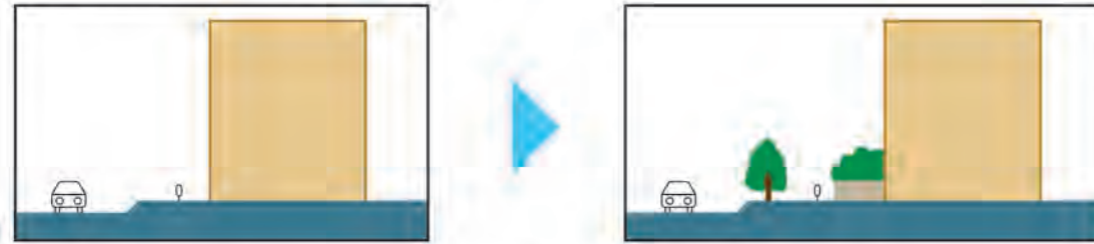
基準 1 周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。

■解説 建築物等の建築に当たっては、まず最初に立地条件や配置の工夫が重要である。限られた敷地の中での建築行為は、基本的には個人的な行為であるが、それは同時に地域の景観を構成する要素の一つになる。したがって、個々の建築行為を行うに当たっては、それが地域らしさの向上に資するよう、周辺景観に十分配慮していくことが求められる。特に大規模建築物等の建設においては、周辺に与える影響が大きいため、周辺との調和を工夫した配置とすることが大切である。

■配慮事項 ○自然の特徴的な地形や緑地、優れた眺望を損なわないよう、配置を工夫する。
○低層でまとまった集落域においては、できるだけ集落と離れた配置とする。

基準 2 道路、公園等の公共の場所に接する敷地境界線からできるだけ後退した位置とし、ゆとりのある空間構成を図ること。

■配慮事項 ○壁面後退により、ゆとりのある空間をつくり出す。
○壁面後退により生じた空地は、緑化等による修景を工夫する。



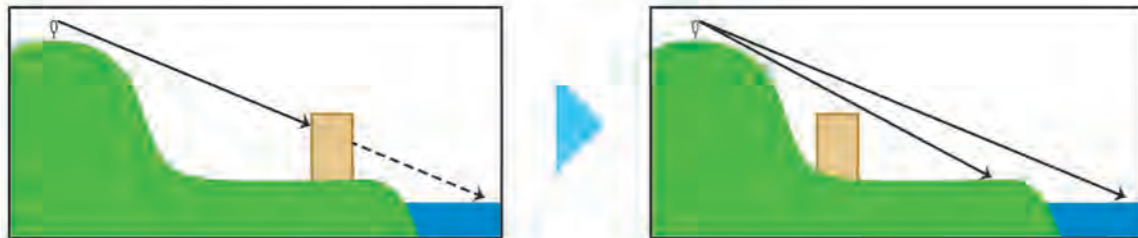
基準 3 敷地内に既存の樹木がある場合には、これを修景に生かすよう配慮した位置とすること。

■配慮事項 ○既存樹木を残すよう計画の段階から工夫する。
○地域のシンボルとなるような樹木は積極的に保全する。
○敷地内の保存が難しい場合、地域のシンボルツリーとして移植する等、保存に努める。

基準 4 景観形成上重要な山、海岸、河川、歴史的建造物、史跡等に対する主要な展望地からの眺望をできるだけ妨げないような位置とすること。

■解説 山、海岸、河川、歴史的建造物などは、その地域らしさを醸し出す大切な景観要素である。これらの要素は琉歌や校歌等に歌い継がれる地域のシンボルであるとともに、人々に地域を印象づけるものである。したがって、主要な展望地からこれらの眺望が妨げられないよう、建築行為に当たってはその立地に対する配慮が求められる。

■配慮事項 ○地域の大切な自然要素を妨げないよう配置を工夫する。
○地域の大切な歴史的・文化的要素を妨げないよう配置を工夫する。



基準 5 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。

■配慮事項 ○地域のシンボルとなる山の稜線上に立地しない。
○主要な展望地から稜線のスカイラインを切らないよう、立地等を工夫する。

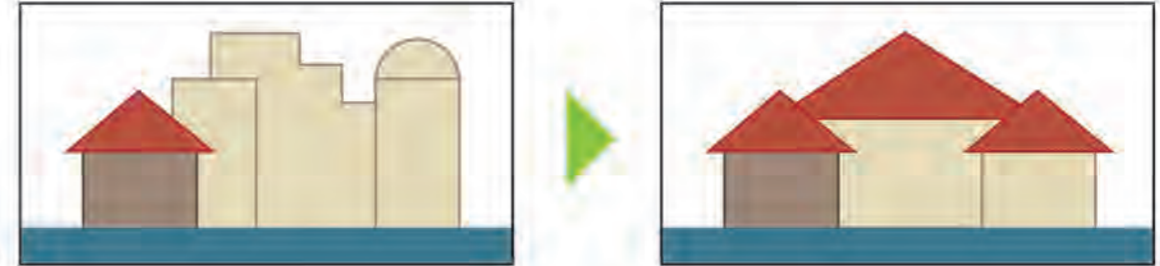
参考 1 太陽光発電設備の設置は、地域の優れた視点場からの眺望景観を阻害しない位置とすること。また、敷地周辺の住宅等への反射光の影響が懸念される位置は避けるものとし、やむを得ず設置する場合は、高木植栽等で修景する等周辺景観との調和に努めること。

【事項】 形態

基準 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。

■解説 立地や配置が決まると、次にその形態が問われる。個々の建築行為を行うに当たっては、それが地域景観の向上に資するよう、周辺景観には十分配慮することが求められる。特に、複合的な建築物や増・改築した建築物は、全体が複雑な形状となりがちであることから、全体のまとまりやバランスに配慮する必要がある。

■配慮事項 ○圧迫感を与えないような壁面等の形態を工夫する。
○周辺建築物と形態を調和させ、場合によっては分節や分散配置を行う等工夫する。



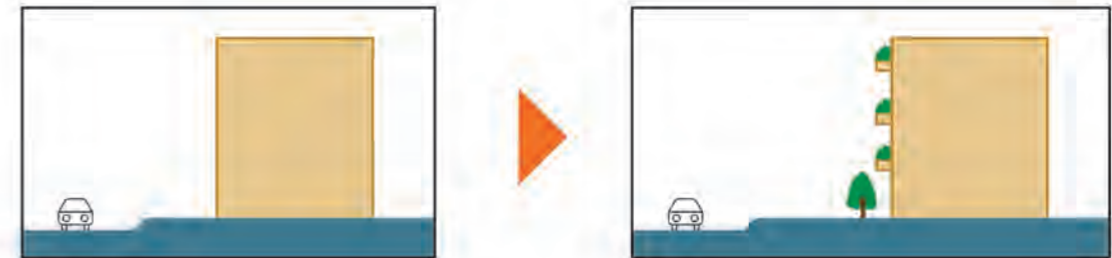
【事項】 意匠

基準 1 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりがあり、地域にふさわしい落ち着いた雰囲気を感じさせる意匠とすること。

■配慮事項 ○建築物全体の意匠的なまとまりやバランスに配慮する。
○地域らしさを感じさせ、周辺の景観になじむよう配慮する。
○地域のシンボルとなる歴史的建築物の周辺では、これと調和した意匠とする。

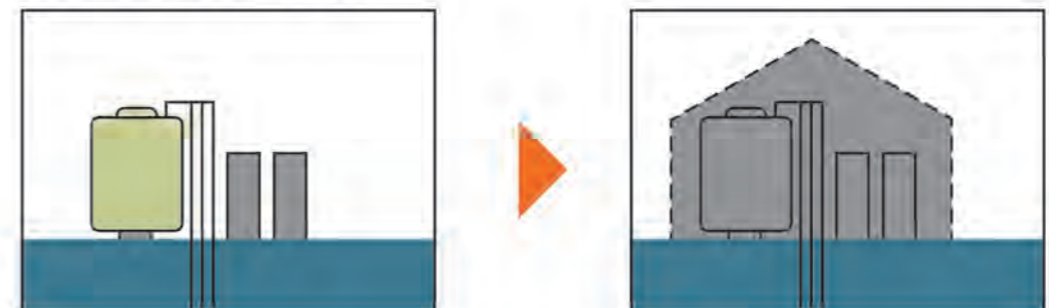
基準 2 屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、道路等の公共空間や歩行者等に圧迫感を与えないよう配慮すること。

■配慮事項 ○圧迫感を緩和するよう、形態、意匠、素材等に配慮する。
○低層部のデザインは、特に歩行者等に対する快適性に配慮する。
○商業施設等については、ショーウィンドウやシャッター等のデザインにも配慮する。



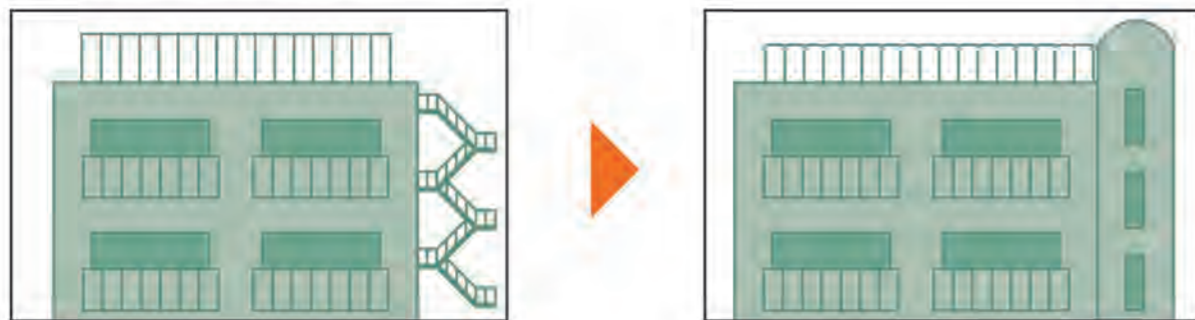
基準 3 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにすること。

■配慮事項 ○建築物と一体となるよう意匠・デザインを工夫し、設備を露出しない。
○素材、意匠等を工夫し、設備を目立たないようにする。



基準 4 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。

- 配慮事項 ○繁雑にならないように建築物本体と調和した素材・デザインに配慮する。
○周辺景観との調和や地域らしさの向上に努める。



【事項】 色彩

基準 1 できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。

- 解説 色彩は景観に大きな影響を与える。建築物の色彩の選定に当たっては、基本的に落ち着いた色彩としつつ、地域に応じた対応が必要である。市街地や集落等では、周辺の建築物の基調となっている色彩の色相、明度、彩度に合わせ、統一性や連続性、また、アクセントやリズム感を出す工夫が求められる。

一般的には、基調色は明度8以上、彩度2以下とし、高彩度の強調色を使用する場合は原則として外壁(各面)面積の5%以下とすることが望ましい。(なお、木材、石材、ガラス、赤瓦、コンクリート等の素材色は対象外とする)

- 配慮事項 ○周辺景観の基調色に調和させる。
○強調色、補助色のバランスを保つ。
○彩度の高いけげばけしい色は避ける。

基準 2 自然景観が背景の大部分を占める場合は、周辺の色調や建築物等の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮すること。

- 配慮事項 ○背景となる自然の構成色を把握する。
○建築物の色の調和、対比効果のバランスを工夫する。

【事項】 素材

基準 1 外壁等は、周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること。

- 解説 建築物の素材は質感や量感に影響を与え、景観のイメージをつくる重要な要素となる。建築物が集積する場所では、質感や量感に統一性や関連性を持たすよう同系統の素材を使用したり、ある一定の部分に同一の素材を使用する等で景観を秩序づけることが望まれる。自然地域や郊外では自然素材の活用等、背景に調和させる工夫が必要である。

- 配慮事項 ○周辺の建築物との統一性や関連性に配慮する。

基準 2 地域の景観特性を特徴づける素材の活用に配慮すること。

- 解説 地域で産出する素材の活用は、地域の特性を表現する上で効果的である。歴史や文化など地域特性をイメージする素材の活用により、個性ある景観をつくり出すよう努める。

- 配慮事項 ○赤瓦や琉球石灰岩等地域特性を現す素材を効果的に活用する。

■景観に配慮した事例 [右写真]

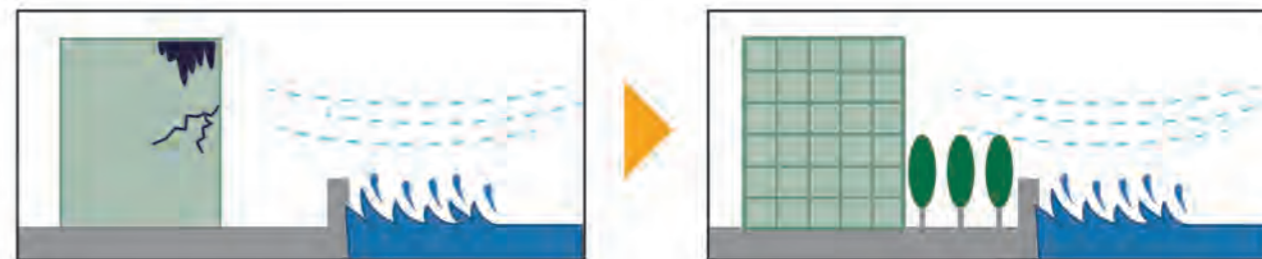
龍潭通り(那覇市)
象徴的な建築物に地域の特徴的な素材を取り入れ、地域の特性を表現している。



基準 3 外壁等は、できるだけ耐久性に優れ、自然になじむなど優れた景観にふさわしい素材を使用すること。

- 解説 景観は年月を経てつくられていくものである。経年変化による建物の汚れや老朽化は景観に影響を与えるため、素材の選定に当たっては、耐久性に優れ維持管理の容易なものとする配慮が必要である。また、年月を重ねるとともに風格の素材の活用も考慮する。

- 配慮事項 ○耐久性や維持管理に優れた素材を用いる。
○自然になじむ素材や年月を重ねるとともに風格の素材を用いる。



【事項】 敷地の緑化

基準 1 敷地内においては、緑化に努めること。なお、植栽に当たっては、周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫する等周辺景観との調和に配慮すること。

- 解説 緑化は大規模建築物の圧迫感を緩和し、良好な景観の形成に最も効果的な手段である。また、隣接地との緩衝効果、緑陰の形成、垂熱帯の魅力の演出等多様な効果が発揮できるよう、敷地内を積極的に緑化することが求められる。

- 配慮事項 ○周辺の環境(立地条件・土壌等)に適した樹種を選定する。
○樹林地にある場合は周辺の植物とのバランスを保ち、植物の乏しい場所では緑のオアシスを形成するなど地域景観を高める構成とする。
○景観に彩りを添え、華やかさを感じさせる熱帯花木や果樹などをバランス良く配植する。また、香りのある草花を活用した雰囲気づくりも効果的である。



基準 2 敷地の境界を囲う場合は、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木とするように努めること。

- 解説 敷地境界の緑化は、緩衝帯の形成や遮へいによる修景等の効果があり、景観形成上重要である。敷地境界はできるだけ生け垣や樹木とし、既存のブロック塀や柵等がある場合には、壁面緑化や遮へいにより圧迫感や阻害感を軽減する工夫が求められる。

- 配慮事項 ○敷地境界に緑地や樹木を確保する。
○周辺の植生と調和した樹種構成とする。
○隣接地の緑との連続性やアクセント植栽にも配慮する。

【事項】 その他

基準 1 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。

基準 2 アンテナは、共同化するよう努めること。

- 配慮事項 ○アンテナは共同化に努める。
○主要な眺望点や道路から目立たない位置に設置する。
○不要になったアンテナは撤去する。

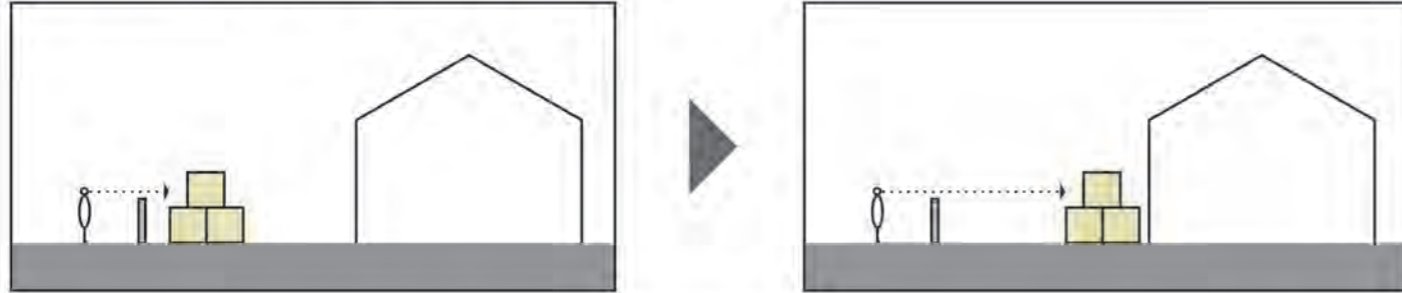
- 参考 1 共同住宅等におけるベランダの物干し金物は、腰壁設置型(アーム型)等とすること。
2 エアコンの室外機は床置型とするなど、主要な道路や公園から目立たないようにすること。

2. 屋外における物品の集積又は貯蔵

【事項】 集積又は貯蔵の方法

基準 1 集積又は貯蔵は、できるだけ周辺道路から離れた位置とすること。

- 配慮事項 ○道路から離れた場所に集積・貯蔵を行う。
○物品を集積・貯蔵する場所は、道路から見えない場所とする。



基準 2 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。

- 配慮事項 ○集積・貯蔵物を一カ所にまとめて高く積み上げない。
○整然とした集積・貯蔵に努め、常に整理、整頓を心掛ける。

【事項】 遮へい

基準 周辺道路から見えないう、敷地周辺の緑化又は周辺景観との調和に配慮した塀等で遮へいするよう努めること。

- 配慮事項 ○道路に面する部分は密度の濃い植栽を行うか、又は周辺景観と調和した塀等で遮へいする。
○敷地内の既存樹木、特に遮へい効果のある樹木は積極的に残していく。

3. 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取

【事項】 遮へい

基準 敷地周辺の緑化等周辺の道路からの遮へいに努めること。

- 配慮事項 ○道路に面する部分は密度の濃い植栽を行うか、又は周辺景観と調和した塀等で遮へいする。
○周辺道路からの遮へい効果のある既存の地形や樹木は積極的に残していく。

【事項】 事後の措置

基準 掘採又は採取後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景するよう努めること。

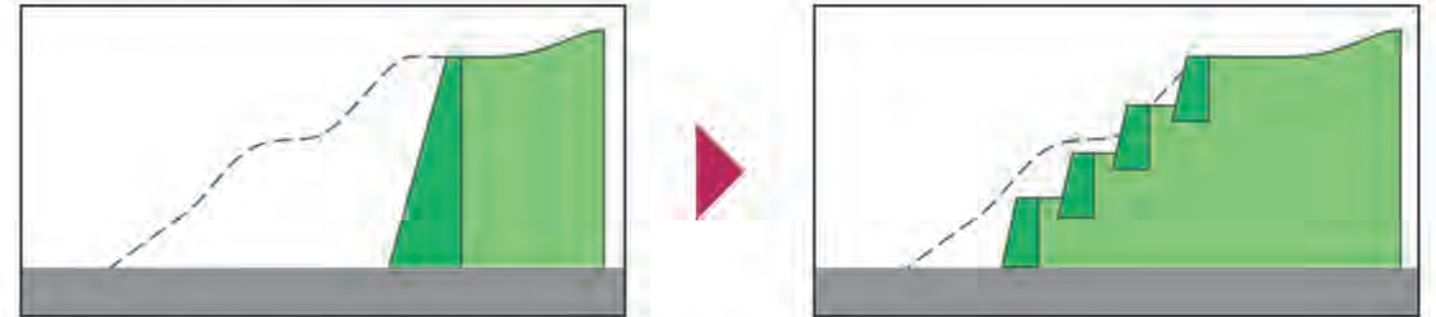
- 配慮事項 ○気候や土壌等に適合し、周辺の自然植生と調和した緑化を行う。
○法面のこう配や擁壁の形態を緑化可能なものとし、それらを積極的に緑化する。

4. 土地の区画形質の変更

【事項】 変更後の形状

基準 1 できるだけ現況の地形を生かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。

- 配慮事項 ○自然の地形はできるだけ残して法面の箇所を少なくする。
○小さな法面となるよう地形の分節化を図る。



基準 2 擁壁は、周辺景観との調和に配慮した形態及び材料とすること。

- 配慮事項 ○自然素材等の周辺景観に調和する材料を使用する。
○既存の地形に調和するような形態とする。
○緑化ブロックや植栽帯等の設置が可能な形態とする。

基準 3 法面は、できるだけ緑化可能なこう配とすること。

基準 4 土地の不整形な分割又は細分化は、できるだけ避けること。

- 配慮事項 ○計画の段階から土地の不整形な分割や細分化を行わない。
○造成後においても土地の不整形な分割や細分化を行わない。

【事項】 緑化

基準 自然植生と調和した緑化により修景するよう努めること。

- 配慮事項 ○既存の樹木はできるだけ残す。
○気候や土壌等に適合し、周辺の自然植生と調和した緑化を行う。
○法面や擁壁は積極的に緑化する。
○既存の表土は残しておき、変更後の土地を緑化する際に利用する。

【参考】 地域タイプ別の配慮事項の考え方

景観を構成する「部分・要素」の項目ごとの指針は、優れた景観を誘導する上で有効な手段であることから、前項までの解説を参考に、日常生活の中で具体的に良い景観づくりの活動を行っていくことが望まれる。

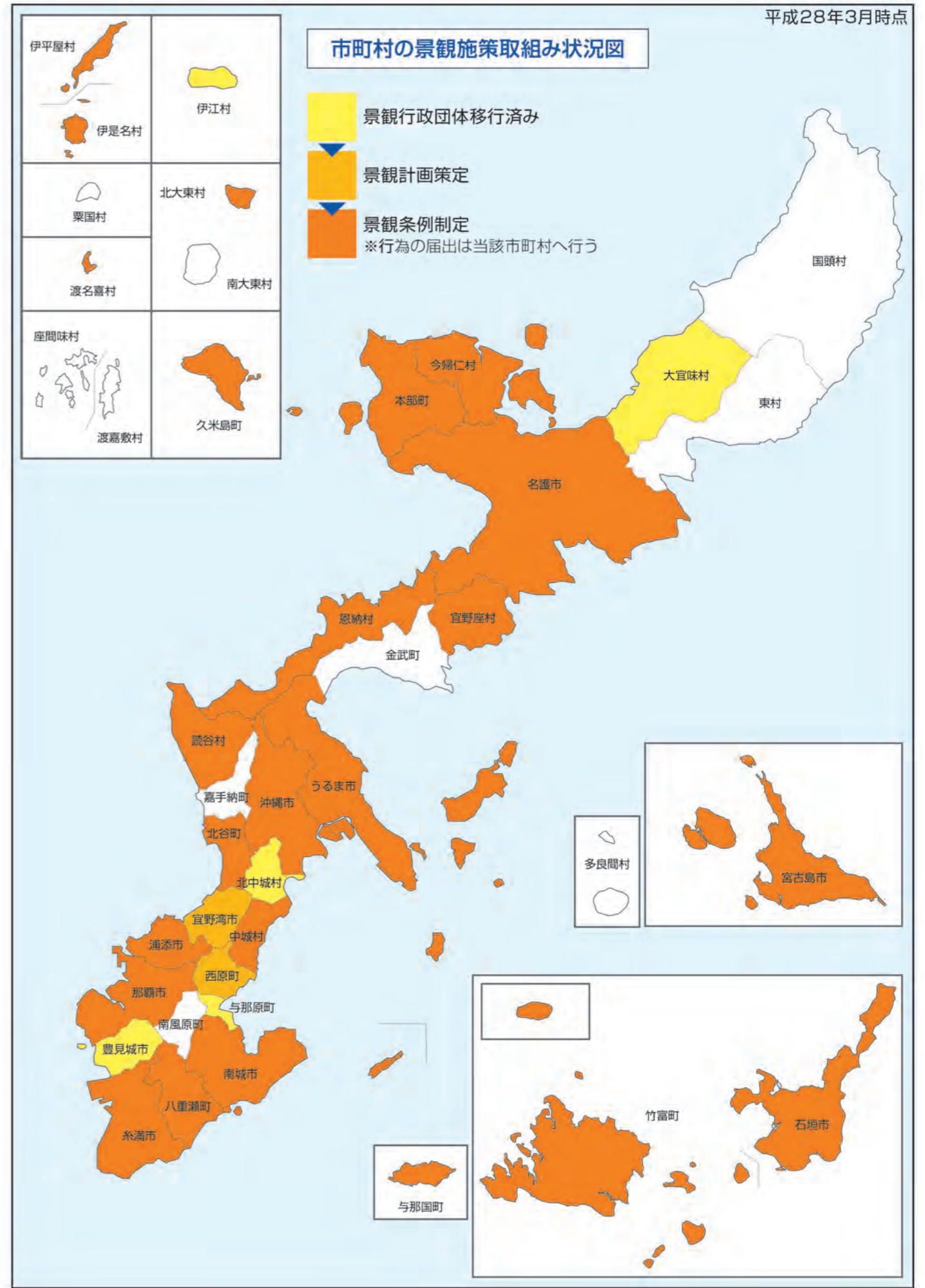
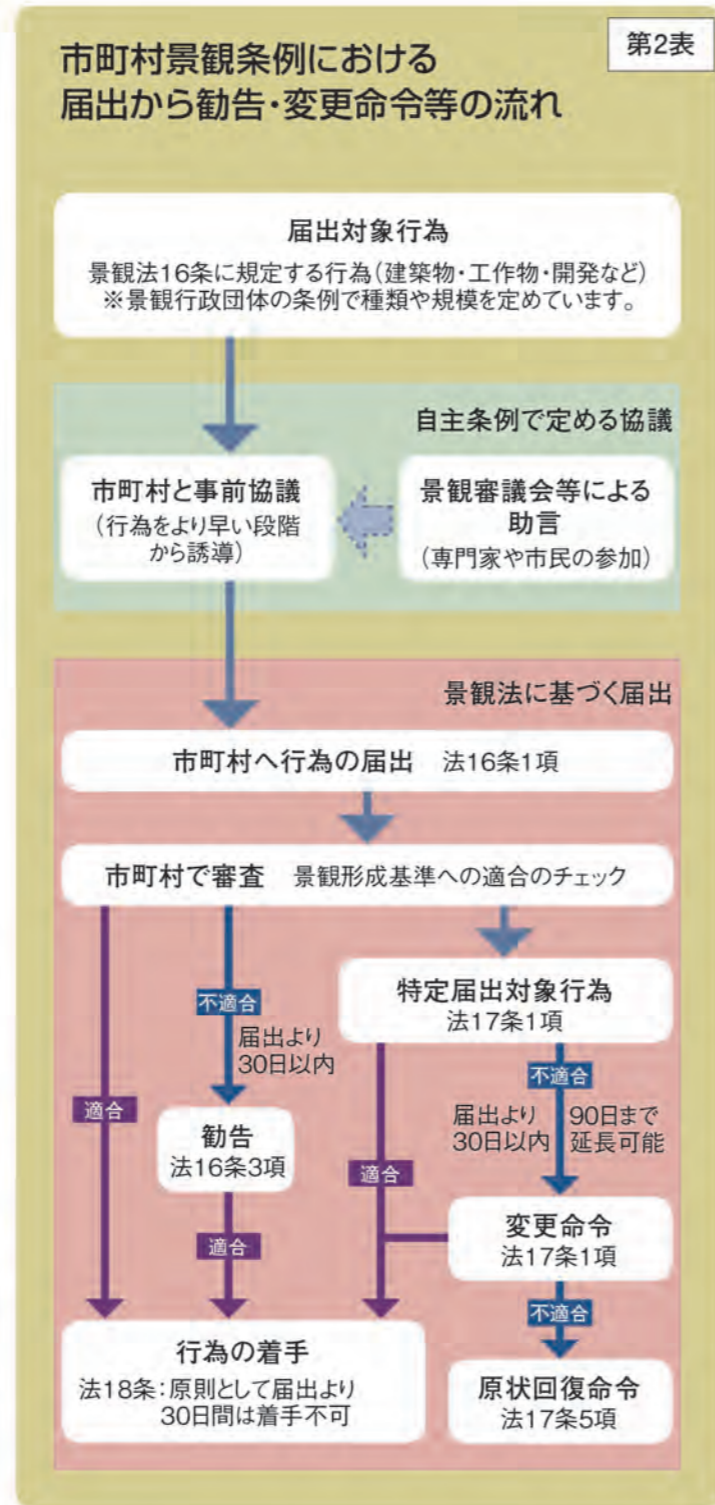
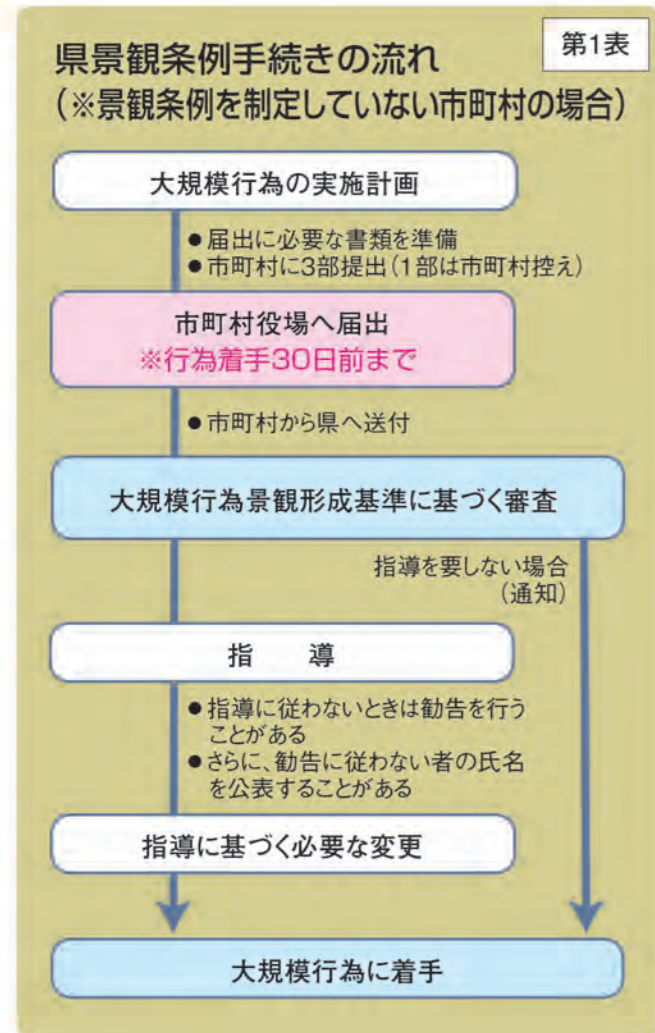
しかしながら一方で、目に映る景観を認識する際、私たちは一つ一つの景観要素としてとらえると同時に、自ずとその地域性をも実感するものである。市街地や集落、海岸線といった地域性を抜きに「部分・要素」の指針を画一的に適用すると、地域の特性を生かした特徴ある景観形成を図ることは難しい。

したがって、市街地においては、数ある景観構成要素の中でも特にスカイラインの統一がこの地域の景観のレベルアップにとって大切だといった、地域タイプごとの重点配慮事項があると考えられる。観光立県沖縄の大切な景観資源である海岸線においては、水際の公開性や親水性の確保といった視点が、また離島県を構成する小さな島しょにおいては、島のスケールを尊重するといった視点が、景観形成上特に大切な要件となる。地域の景観形成に大きな影響を与える大規模行為を行う際には、このような観点から、地域タイプに応じてどの配慮事項に重点をおくべきかを考えて対応することが重要となる。

大規模行為の届出手続

景観に係る行為の届出手続き ー県土の景観づくりー

- 沖縄県景観形成条例に基づく「大規模行為の届出」の手続きは、第1表のフローのとおりです。
- 景観条例を制定している市町村における「行為の届出」の手続きは、第2表のフローのとおりですが、市町村によって届出対象の種類や規模が異なりますので、各市町村(裏表紙の一覧参照)にてご確認ください。なお、行為地の市町村が景観条例を制定しているかどうかは、P.11の取組み状況図にてご確認ください。



市町村 景観施策の取組み状況

(平成28年3月時点)

市町村名	景観行政団体移行 (公示手続中含む)	景観計画策定 (予定含む)	景観条例制定 (施行日)	市町村担当課及び 電話番号
1 那覇市	平成20年1月22日 ○	平成23年5月26日 ○	昭和60年4月1日 (平成24年4月1日) ○	都市計画部 都市計画課 都市デザイン室 098-951-3246
2 宜野湾市	平成25年5月15日 ○	平成27年12月1日 ○	平成28年10月予定	建設部 都市計画課 098-893-4411
3 石垣市	平成18年1月20日 ○	平成19年4月25日 ○	平成19年6月1日 ○	建設部 都市建設課 0980-83-4207
4 浦添市	平成18年10月4日 ○	平成19年7月1日 平成20年4月1日 ○	平成19年7月1日 ○	都市建設部 美らまち推進課 098-876-1234
5 名護市	平成23年1月29日 ○	平成25年4月1日 ○	平成25年7月1日 ○	建築住宅課 0980-53-1285
6 糸満市	平成25年5月10日 ○	平成26年3月31日 ○	平成26年7月1日 ○	建設部 都市計画課 098-840-8141
7 沖縄市	平成24年1月1日 ○	平成25年11月1日 ○	平成25年12月1日 ○	建設部 都市整備室 098-939-1212
8 豊見城市	平成27年4月21日 ○	平成28年度	平成28年度	都市計画部 都市計画課 098-850-5332
9 うるま市	平成21年10月1日 ○	平成23年3月28日 ○	平成23年7月1日 ○	都市建設部 都市政策課 098-923-7620
10 宮古島市	平成20年9月1日 ○	平成23年3月25日 ○	平成24年4月1日 ○	建設部 都市計画課 0980-76-6507
11 南城市	平成21年4月1日 ○	平成24年3月30日 ○	平成26年4月1日 ○	土木建築部 都市建設課 098-948-7146
12 国頭村	未定	未定	未定	企画商工観光課 0980-41-2101
13 大宜味村	平成24年5月8日 ○	平成28年度	平成28年度	企画観光課 0980-44-3007
14 東村	未定	未定	未定	企画観光課 0980-43-2265
15 今帰仁村	平成24年5月1日 ○	平成25年4月23日 ○	平成25年9月30日 ○	建設課 0980-56-2255
16 本部町	平成22年9月1日 ○	平成23年3月31日 ○	平成23年9月1日 ○	建設課 0980-47-2111
17 恩納村	平成26年1月27日 ○	平成26年3月31日 ○	平成26年10月1日 ○	企画課 098-966-1201
18 宜野座村	平成23年4月11日 ○	平成23年4月19日 ○	平成23年10月1日 ○	企画課 098-968-5100
19 金武町	未定	未定	未定	企画課 098-968-6262
20 伊江村	平成28年3月(公示)○	平成28年度	平成28年度	政策調整室 0980-49-5812
21 読谷村	平成21年1月1日 ○	平成21年4月1日 ○	平成21年6月1日 ○	建設整備部 都市計画課 098-982-9220
22 嘉手納町	未定	未定	未定	都市建設課 098-956-1111
23 北谷町	平成24年5月1日 ○	平成25年8月1日 ○	平成26年6月1日 ○	建設経済部 都市計画課 098-982-7703
24 北中城村	平成26年6月1日 ○	平成28年度	平成28年度	建設課 098-935-2233
25 中城村	平成27年6月1日 ○	平成27年6月8日 ○	平成27年7月1日 ○	都市建設課 098-895-2131
26 西原町	平成26年6月9日 ○	平成28年3月17日 ○	平成28年度	建設部 都市整備課 098-945-4496
27 与那原町	平成27年3月30日 ○	平成28年度	平成28年度	まちづくり課 098-945-7244
28 南風原町	未定	未定	未定	経済建設部 まちづくり振興課 098-889-4412
29 渡嘉敷村	未定	未定	未定	経済建設課 098-987-2323
30 座間味村	未定	未定	未定	産業振興課 098-987-2312
31 粟国村	未定	未定	未定	経済課 098-988-2033
32 渡名喜村	平成22年3月1日 ○	平成25年3月8日 ○	平成25年4月1日 ○	経済課 098-989-2066
33 南大東村	未定	未定	未定	土木課 09802-2-2038
34 北大東村	平成26年1月27日 ○	平成27年4月1日 ○	平成27年4月1日 ○	建設課 098-023-4463
35 伊平屋村	平成24年2月1日 ○	平成24年4月2日 ○	平成24年9月1日 ○	建設課 0980-46-2176
36 伊是名村	平成25年3月4日 ○	平成26年12月1日 ○	平成26年12月26日○	企画政策課 0980-45-2001
37 久米島町	平成22年4月1日 ○	平成24年10月3日 ○	平成25年4月1日 ○	建設課 098-985-7125
38 八重瀬町	平成25年6月1日 ○	平成26年10月1日 ○	平成26年10月1日 ○	まちづくり課 098-998-0014
39 多良間村	未定	未定	未定	土木建設課 0980-79-2127
40 竹富町	平成24年5月10日 ○	平成25年7月1日 ○	平成25年7月1日 ○	建設課 0980-82-6191
41 与那国町	平成24年3月6日 ○	平成25年2月15日 ○	平成25年3月1日 ○	総務財政課 0980-87-2241
市町村数	31	26	24	

※各欄の○印は景観行政団体へ移行済み、または景観計画・景観条例制定済みを示し、年度は制定予定年度を示す。

お問合せ先: 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課景観形成班
TEL.098-866-2408 FAX.098-866-5938